

令和 7 年度 多賀町上水道水質検査計画

○目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水および浄水の水質状況
4. 採水地点
5. 水質検査項目および検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画および検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性の保証について
10. 関係者との連携について
11. その他

1. 基本方針

当町上水道事業により供給される水道水が常に水質基準に適合し、衛生的に安全でかつ清浄な状態を保ち、利用上に支障がないようにするため水質管理を行うものとし、水質管理の手段として適切に水質検査を実施することを目的とするものです。

2. 水道事業の概要

- (1) 水道事業体名 滋賀県多賀町
- (2) 計画給水人口 7, 5 2 0 人
- (3) 一日平均浄水量 4, 4 4 4 m³ (令和5年度実績)
- (4) 水源の名称・種別

名 称	水 源 地 名	種 別	水 源 水 量
(多賀水源系列)	土 田水源地	深 井 戸	2, 376 m ³ /日
(多賀水源系列)	敏 満 寺水源地	浅 井 戸	545 m ³ /日
(川相水源系列)	川 相水源地	浅 井 戸	4, 000 m ³ /日
(萱原水源系列)	萱 原水源地	表 流 水	2, 937 m ³ /日
(南後谷水源系列)	南 後 谷水源地	表 流 水	700 m ³ /日
(大君ヶ畑水源系列)	大君ヶ畑水源地	表 流 水	104 m ³ /日

- (5) 浄水場の名称・浄水処理方法

施設の名称	原水の種別	浄水処理方法	平均給水量
敏満寺浄水場	深井戸・浅井戸	塩素消毒のみ	2, 308 m ³ /日
川相浄水場	浅 井 戸	塩素消毒, 膜ろ過	1, 745 m ³ /日
仏ヶ後浄水場	表 流 水	膜ろ過、活性炭ろ過	976 m ³ /日
南後谷浄水場	表 流 水	緩速ろ過	87 m ³ /日
大君ヶ畑浄水場	表 流 水	膜ろ過	13 m ³ /日

- (6) 給水状況

多賀水源系列給水区域	多賀、尼子、大岡、八重練、上水谷、下水谷、栗栖、一円、木曽、久徳、月之木、中川原、土田、敏満寺(守野を除く)、猿木
川相・萱原水源系列給水区域	川相、藤瀬、富之尾、梨ノ木、檜崎、敏満寺(守野)、一ノ瀬、仏ヶ後、樋田、大杉、小原、霜ヶ原(南部)、四手(工業団地含む)
萱原水源系列給水区域	萱原
南後谷水源系列給水区域	南後谷、佐目、霜ヶ原(北部)
大君ヶ畑水源系列給水区域	大君ヶ畑

3. 原水および浄水の水質状況

水質の状況

過去5年間の水質の状況は、水系ごとに公表しています。

(多賀町ホームページ地域整備課にて公開)

4. 採水地点

(1) 浄水検査は、次の各号・各地点の給水栓で実施します。

①毎日水質検査項目（色・濁り・残留塩素）については、次のとおりとします。

名 称	検 査 地 点
(多賀水源系列)	中川原・水谷内、個人宅給水栓
(川相水源系列)	富之尾内、個人宅内給水栓
(萱原水源系列)	萱原内、個人宅内給水栓
(南後谷水源系列)	霜ヶ原内、個人宅内給水栓
(大君ヶ畑水源系列)	大君ヶ畑内、個人宅内給水栓

②定期水質検査項目については、次のとおりとします。

名 称	検 査 地 点
(多賀水源系列)	多賀ささゆり保育園内給水栓
(川相水源系列)	多賀町役場川相出張所内給水栓
(萱原水源系列)	萱原グラウンド内給水栓
(南後谷水源系列)	佐目農集排水処理場内給水栓
(大君ヶ畑水源系列)	大君ヶ畑内消火栓

③臨時水質検査

臨時水質検査を要する場合を本計画書の第7項に定め、採水地点は適宜選定します。

(2) 原水検査は、現在運用している水源を次の各施設で実施します。

名 称	水 源 地 名	種 別
(多賀水源系列)	土田水源地	敏満寺浄水場着水井
(多賀水源系列)	敏満寺水源地	敏満寺浄水場着水井
(川相水源系列)	川相水源地	川相浄水場原水給水栓
(萱原水源系列)	萱原水源地	仏ヶ後浄水場原水給水栓
(南後谷水源系列)	南後谷水源地	南後谷浄水場ろ過池
(大君ヶ畑水源系列)	大君ヶ畑水源地	大君ヶ畑浄水場原水給水栓

5. 水質検査項目および検査頻度

水質検査計画において実施します。検査項目・計画頻度・設定理由は水系毎に別表に示します。頻度の設定の基本方針は次のとおりとします。

(1) 浄水

- ①「指標項目の全項目」(1, 2, 38, 46～51) は、毎月検査とします。
- ②水質問い合わせ事項として多い「硬度」(39)は、安全確認等のため毎月検査とします。
- ③「新基準」による「過去値データの不足」、「分析方法の変更」による「省略判断が不可能」の項目については、「3年間のデータ」「省略判断が可能な値」を得るまで法定回数とします。
- ④「一般有機化学物質」(14～20) は、安全確認等のための年1回の検査を行います。
- ⑤川相浄水場、仏ヶ後浄水場および大君ヶ畑浄水場では、膜ろ過の前処理としてアルミニウムを含む凝集剤を使用していることから、各水系の浄水については隔月検査を行います。
- ⑥かび臭(42, 43) は停滞水となる水源はないため、省略可能ではあるが、安全確認のため年1回7月に検査を行います。
- ⑦過去データの結果と基準値を比較して、データ収集等を考慮し検査回数を決定します。
- ⑧過去値データにおいて、水質基準値の10%以下で原水の変動による汚染のおそれがない項目については、法定省略回数(ただし最低年1回は実施)とします。
- ⑨毎日本水質検査項目は、法定回数とします。

(2) 原水

- ①「一般細菌」「大腸菌」は、安全確認のため毎月実施します。「嫌気性芽胞菌」「大腸菌」(MPN)の検査を毎月、敏満寺浄水場、川相浄水場、南後谷浄水場では「クリプトスポリジウム」「ジアルジア」の検査を年4回、仏ヶ後浄水場、大君ヶ畑浄水場では膜ろ過設備により除去可能であることから水質の確認のため年1回行い、監視を継続します。
- ②「指標項目」(「一般細菌」「大腸菌」を除く)「硝酸態窒素および亜硝酸態窒素」「硬度」「蒸発残留物」は、浄水との比較対照のため適宜設定し実施します。
- ③かび臭(42, 43) は湖沼水等が停滞しやすい水域を水源としていないので省略可能ですが、表流水系は浄水との比較対照するため実施します。藻類の発生のおそれのない地下水系においても水質の確認のため実施します。
- ④「農薬検査」は主に使用される農薬に含有される成分を使用時期に併せて検査します。ただし、農地がなく農薬が使用される可能性がない萱原水源地、南後谷水源地および大君ヶ畑水源地については、検査を省略します。

6. 水質検査方法および委託の区分

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号（最終改正令和 2 年 3 月 25 日厚生労働省令第 38 号））の規定に基づく、告示に示された検査方法により実施します。

なお、水質検査の委託先は、次号のとおりとします。

- ①毎日水質検査項目 多賀町上水道係より検査方法の指導を受け、連絡を緊密に図れる者を選定します。
- ②定期水質検査項目 水道法第 20 条の厚生労働大臣登録検査機関を選定します。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次号のような場合実施します。なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水の予備検体を原因の解明または証拠物件としての必要性がなくなるまで冷温保存します。

- ①水源の水質が著しく悪化した場合
- ②水源に異常があった場合
- ③水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行している場合
- ④浄水過程に異常があった場合
- ⑤配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ⑥運用停止井戸を再開する場合
- ⑦その他特に必要がある場合

8. 水質検査計画および検査結果の公表

水質検査計画は対象年前年度に住民に公表し、内容についての意見を参考に毎年より良い計画を作成します。この際の公表の方法は、町のホームページ上にて公表します。水質検査結果についても、町のホームページ上にて公表します。

9. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、次号の措置を図ります。

- ①毎日水質検査項目 多賀町上水道係と受託者立会のうえ、同一検体の測定および指導を実施します。
- ②定期水質検査項目 水道法第 20 条の規定による厚生労働大臣登録検査機関に国・県の実施する精度管理検査の結果報告を義務付けます。

10. 関係者との連携について

水源の周辺で水質事故が発生した場合には、滋賀県健康福祉部生活衛生課および滋賀県彦根保健所と連携して現場調査および水質検査を実施します。

11. その他

クリプトスポリジウム等対策について

水道水中におけるクリプトスポリジウム対策については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、予防対策を講じます。